

# 多治見市立平和中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止等のための基本的な構え

### (1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義

上記の定義を受け、子どもに対して以下の事態が発生した時に「いじめがあった」と認識する。

その子どもが、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているとき。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行うこととする。

### (2)いじめの基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こしえて、誰に対しても起こりえるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

また、いじめの場面には、加害者、被害者という立場に加えて、傍観者（見て見ぬふり）が存在しており、あらゆる立場の者がいじめを許さない毅然とした姿勢を生み出していく。

- ①「いじめられた子どもの立場に立って」とは、いじめられたとする子どもの気持ちを最優先する。
- ②「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、その子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。また、インターネット上で関わりをもった者も含まれる。
- ③「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」「集団による無視」「誹謗中傷」など直接的にかかわるものではないが、精神的な圧迫を受け苦痛を与えられたものを意味する。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な負傷のほか、金品をたかられたり、隠されたり、壊されたりすることなどを意味する。
- ⑤けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

### (3)学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止のための取り組み

学校の教育活動全体を通じ、人権尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての子どもに「いじめはその子の人権を侵害する行為である」ことへの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育んでいく。

また、自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人ひとりに活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、相互尊重の関係を育む能力の素地を養う。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、子どもがストレスに適切に対処できる力を育んでいく。そして全ての子どもが安心でき、自己肯定感、自己有用感をもち、自尊感情が高まるが高められる学校生活づくりを推進する。

### (1)本年度の重点

- 規律ある生活を通して、自尊感情を高め、仲間とともに自分を磨き、社会に貢献できる生徒を育成する。
- 生徒一人ひとりのよさを保護者と共有する機会を増やす。

### (2)いじめを許さない、見過ごさない仲間関係づくりにつとめる

- ①学校の伝統となる価値ある活動（日常活動の充実や仲間づくりを促す活動やキャンペーン等）を生徒が自主的に行うように支援する。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

### (3)生徒一人一人に自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①全教育活動を通して自他の生命を大切にすることを育てる。
- ②生徒が他者と関わる表現力を培う。
- ③人とのつながりを大切にしたい体験活動を推進する。
- ④生徒の自尊感情を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。

### (4)インターネットを通じて行われるいじめ防止のために保護者及び生徒に啓発活動を行う。

### (5)教職員の人権感覚を高め、教員の学級経営力を向上させるための研修を行うとともに、互いに援助を求め合える相談体制づくりをする。

### (6)日常的な取組として、「学校いじめ防止等対策委員会」は、子ども及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施し、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりにつなげる。

### (7)日常的な取組として、校長を中心とした会議を定期的に行い、学校内でのいじめの発生状況や対応状況等を確認し、対応策の検討及び情報の共有を図る。

## (8)対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ⑤年回5回（内2回は外部専門家を含む）開催する。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ⑥構成員（◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する）は校長、教頭、◎生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、その他必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

## 3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1)「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見つける。（登下校指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装、生徒相互の関係性、持ち物等の変化）
- (2)変化がある生徒が見つかった場合は、情報を共有して問題の早期解決を図る。
- (3)生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
  - ・アンケート調査 年間4回以上（市・県が実施するアンケートも兼ねる）
  - ・また、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該の子どもが卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と同様に保存期間を5年とする。
- (4)生徒及び保護者がいじめに係る相談ができる機関とその窓口を明示する。
  - ・スクールカウンセラーの出勤日及び依頼方法
  - ・いじめ相談窓口の設置（担任、学年主任、いじめ担当教諭等を示すが、基本は「いつでも誰にでも。一番相談しやすい人に」）
  - ・市教育相談室や子どもの権利相談室、子ども相談センター等関係機関の相談窓口の紹介

## 4 いじめ問題発生時の対応

- (1)いじめ問題発生時・発見時の初期対応

### 【組織としての対応】

- ・いじめを察知した場合は、「いじめ未然防止対策委員会」を開催し、すみやかに事実の有無の確認など必要な措置を講ずる。

### 【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに多治見市教育委員会に報告する。

## (2)いじめをなくす指導

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた児童・生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、いじめを受けた子どもに対する行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とする）継続しており、なおかつ、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき、いじめが「解消している」状態と判断するものとする。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

法第28条でいう重大事態とは、以下の疑いが認められる場合ととらえる。

- ①いじめにより当該子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「重大な被害」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ア) 子どもが自殺を企図した場合
- イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- エ) 精神性の疾患を発症した場合

- ②いじめにより、当該子どもが相当な期間にわたり、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

（「相当な期間」については、不登校の定義をふまえ、30日を目安とする。このような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。

また、子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その意向を踏まえ重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。）

### (2) 重大事態への対応

- ①保護者への報告及び関係機関への通報

いじめを受けた子どもが身体に重大な被害を被った（恐れがある）場合は保護者へ報告するとともに、校長の判断で救急車の要請や医療機関への連絡等を速やかに行う。

また、いじめの行為をやめなかったり、いじめの内容が犯罪行為に相当したりした場合は、速やかに警察へ通報する。

## ②重大事態発生の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長へ直ちに報告する。報告の内容については、発生した事実と当該子どもの状態や現時点での対応状況など、事実を正しく報告する。

## ③学校いじめ防止等対策委員会での調査

学校は、「学校いじめ防止等対策委員会」を緊急招集し、子どもや関係者に対して直接的な調査を行う。この場合、調査結果の公平性・中立性の確保、及び子どもや関係者のプライバシーに対して十分配慮する。

## ④調査結果を公表する。

学校は、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。

## ⑤事態の解決に向けて取り組む。

ア) 学校は、調査結果及び教育委員会からの助言をもとにして、いじめを受けた子どもへの支援を行うとともに、保護者と連携して子どもの心のケアに努める。

イ) いじめた子どもに対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い改めるための指導を行う。それに加えて、いじめの行為に至った背景を理解し、状況改善を図るとともに子どもへのカウンセリングを行う。

ウ) 当該子どもの他に、周囲の子どもも大きな影響を受け、対応した教職員も心に支障を来すおそれがあるため、スクールカウンセラー等の専門職を配置し、子ども及び教職員に対して心のケアに努める。

## 6 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの対応及び再発防止に関すること。